

東海市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第6号

東海市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東海市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年東海市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。